

広島県警察署再編整備委員会設置要綱の制定について（例規通達）

昭和53年12月26日  
広務第1593号警察本部長

改正 昭和56年3月広警務第295号  
平成25年10月広警務第1732号

平成16年4月広警務第639号  
平成31年4月1日  
各部長・参事官  
各所属長

警察署の再編整備を推進し、社会情勢の変化に対応する警察機能の確立を図るため、別添のとおり広島県警察署再編整備委員会設置要綱を定めたので、効果的な運用に努められたい。

別添

広島県警察署再編整備委員会設置要綱

（委員会の設置）

第1条 社会情勢の変化に対応する警察署の再編整備について、長期展望に立ち総合的に調査、審議するため、警察本部に広島県警察署再編整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の任務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、その基本方策を審議、企画し、及びこれを推進する。

- （1）警察署の新設及び統廃合に関すること。
- （2）警察署の管轄区域の改編に関すること。
- （3）その他警察署の再編整備について、警察本部長が必要と認めた事項

（委員会の構成）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、警察本部長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- （1）警察本部の部長
- （2）中国四国管区警察局広島県情報通信部長

- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委員長の職務）

第4条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和53年12月26日から施行する。